

平成18年度事業箇所評価に係る評価書の要旨

(行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)第10条第2項関係)

宮 城 県

平成18年度事業箇所評価に係る評価書の要旨

趣旨

この書面は、行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」といいます。)第10条第2項の規定に基づき、県が平成18年度に実施した事業箇所評価の評価書の内容を分かりやすく説明するために作成したものです。

制度の概要

1 評価の実施

県では、条例第4条第1項第3号及び行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年宮城県規則第26号)第2条第3項の規定に基づき、事業箇所評価を実施しています。

2 評価方法

(1) 評価の目的

事業箇所評価は、公共事業における事業種別(分野)ごとの実施予定箇所の優先度について、客観的に判断できる手法を用いて評価することにより、事業の重点化や効率性の向上を目指します。

また、評価の手法と結果を公表することにより、事業を進めるうえでの行政判断の客觀性と透明性を高め、県民への説明責任を果たしていきます。

(2) 評価の対象

県が事業主体である公共事業(県事業)及び県以外が事業主体である公共事業で県がその経費を助成しているもの(助成事業)のうち、翌年度以降3年間(平成18年度事業箇所評価では、平成19年度から平成21年度まで)において実施を予定する箇所を評価の対象としています。

なお、災害の復旧や防止のため緊急に行う必要がある事業、維持管理事業などの現状機能を確保するための事業及び事業箇所が1箇所のみの事業については、評価の対象としていません。

(3) 評価の基準

評価の基準は、事業種別(分野)ごとに、必要性、有効性、効率性などの観点から評価項目を設定した上で、個々の事業の性格などの違いを考慮して項目ごとに必要な評価指標と評価指標のウェイトを設定しています。

(4) 評価の方法と手順

評価は、客観的評価手法を用いて、実施予定箇所の優先度を数値的に比較することにより行います。これは、上記(3)で設定した評価基準による評価指標を使用して、実施予定箇所ごとに評点を算出し、優先度を数値的に比較して判定するものです。優先度(評価結果)は、実施予定箇所ごとの評点及び評点による順位により明らかにしています。

評価の手順については、第1段階として、評価の対象となる上記(2)に該当する事業及び実施予定箇所を選定します。次に、第2段階として、第1段階で選定した実施予定箇所を新規事業箇所と継続事業箇所に区分します。最後に、第3段階として、第2段階の区分に応じて、実施予定箇所の優先度を数値的に比較して判定します。

3 評価書(評価結果)の作成及び公表

事業箇所評価の結果は、条例第10条第1項の規定に基づき作成する評価書にとりまとめており、この評価書は、同条第2項の規定に基づき、評価書の要旨(この書面)と併せて公表します。

なお、評価書は、事業箇所評価基準表と事業箇所評価結果表で構成されています。

4 評価結果の活用

評価の結果は、翌年度に実施を予定する箇所の選定や重点化を図るうえでの判断材料として、翌年度当初予算編成作業へ活用されます。

平成18年度事業箇所評価の結果の状況

平成18年度に実施した事業箇所評価の結果の概要は次のとおりです。

1 評価の対象について

平成19年度から平成21年度までに実施を予定する箇所を評価の対象としています。

県事業(県が事業主体である公共事業)

県事業については、34事業、428箇所(継続事業箇所357箇所及び新規事業箇所71箇所)について評価を実施しました。

助成事業(県以外が事業主体である公共事業で県がその経費を助成しているもの)

助成事業については、10事業、60箇所(継続事業箇所47箇所及び新規事業箇所13箇所)について評価を実施しました。

総計(県事業 + 助成事業の合計)

総計では、44事業、488箇所(継続事業箇所404箇所及び新規事業箇所84箇所)について評価を実施しました。

対象外事業

災害復旧又は防止のため緊急に行う必要がある事業、維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業、実施予定箇所が1箇所である事業については評価の対象外となります。

なお、評価対象となった事業の概要及び事業ごとの評価箇所数と対象外事業の概要については、下表のとおりです。

2 評価結果について

評価結果(実施予定箇所の優先度)については、事業種別(分野)ごとに、継続事業箇所・新規事業箇所の区分に応じて、実施予定箇所ごとに判定された評点及び評点による順位により明らかにしています。

実施予定箇所ごとの評価結果の詳細については、「平成18年度事業箇所評価に係る評価書(平成18年度事業箇所評価結果表)」のとおりです。

3 評価結果の活用

この評価結果は、翌年度に実施を予定する箇所の選定や重点化を図る上での判断材料として平成19年度当初予算編成へ活用されます。

なお、評価結果がどのように反映されたかについては、反映状況を説明する書面(平成18年度事業箇所評価の結果の反映状況説明書)を作成し、平成19年2月に公表する予定です。

平成18年度事業箇所評価に係る事業の概要及び評価箇所数

県事業(県が事業主体である公共事業)

| | 事業(分野)名 | 事業の概要 | 評価箇所数 | 担当部課室 |
|---|------------------|---|-------|-------|
| 1 | 経営体育成基盤整備事業 | 将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、経営体への農地集積を図るため、ほ場の大区画化、汎用化を行う区画整理、農業用用排水路・農道等の基盤整備を実施するものです。 | 継続 | 75 |
| | | | 新規 | 10 |
| | | | 計 | 85 |
| 2 | 県営かんがい排水事業 | 農業用水を確保するためのダム、頭首工(堰)、揚水機場(ポンプ場)や用水路、排水不良を解消するための排水機場(ポンプ場)や排水路を新設及び改修するものです。 | 継続 | 8 |
| | | | 新規 | 2 |
| | | | 計 | 10 |
| 3 | 地域水田農業支援排水対策特別事業 | 稲作以外の畑作物等も生産できるように排水機場(ポンプ場)や排水路を新設及び改修するものです。 | 継続 | 1 |
| | | | 新規 | 2 |
| | | | 計 | 3 |
| 4 | 県営基幹水利施設補修事業 | 国営及び県営事業により既に造成した揚排水機場(ポンプ場)や用排水路等の農業用排水に係る基幹施設を補強・補修することにより、経年の老朽化による機能・安全性の低下を改善するものです。 | 継続 | 2 |
| | | | 新規 | 3 |
| | | | 計 | 5 |
| 5 | 湛水防除事業 | 流域の開発等により機能が低下し、湛水(降雨等により農地が水をかぶる)被害が生ずるおそれがある地域の排水機場、排水路などの新設や改修を行うものです。 | 継続 | 4 |
| | | | 新規 | 1 |
| | | | 計 | 5 |
| 6 | 県営ため池等整備事業 | 古くなり、人命や人家、農地、公共施設などに被害を与えるおそれのある農業用ため池や用排水施設などの改修を行うとともに、ため池を多くの人が利用できるように親水施設などを整備するものです。 | 継続 | 7 |
| | | | 新規 | 5 |
| | | | 計 | 12 |
| 7 | 広域営農団地農道整備事業 | 農業の生産性の向上と農村地域の生活環境を改善するため、市町村にまたがる広域的な基幹農道を整備するものです。 | 継続 | 2 |
| | | | 新規 | 0 |
| | | | 計 | 2 |
| 8 | 一般農道整備事業 | 農業の生産性の向上と農村地域の生活環境を改善するために、地域に密着した農道を整備するものです。 | 継続 | 1 |
| | | | 新規 | 2 |
| | | | 計 | 3 |
| 9 | 農免農道整備事業 | 農業の生産性の向上と農産物輸送の迅速化や流通の合理化等農業生産環境の改善を図るために、基幹的な農道の整備をするものです。 | 継続 | 3 |
| | | | 新規 | 2 |
| | | | 計 | 5 |

| | 事業(分野)名 | 事業の概要 | 評価箇所数 | 担当部課室 | |
|----|---------------|--|---------------|--------------|------------------------------|
| 10 | ふるさと農道緊急整備事業 | 農村地域の生活環境の質的向上を図るために、地域に密着した農道を緊急に整備するものです。 | 継続 新規 計 | 3 0 3 | 産業経済部 農村基盤計画課 むらづくり推進課 |
| 11 | 地域用水環境整備事業 | 農村地域の水路、ダム、ため池などの農業用排水施設の水辺空間などを活用・整備し、豊かで潤いのある快適な生活環境を創ります。 | 継続 新規 計 | 5 0 5 | |
| 12 | 中山間地域総合整備事業 | 中山間地域(平地の周辺から山地に至るまでの平坦な耕地が少ない地域)における農業・農村の活性化を目的に、農業基盤の整備や生活環境基盤の整備、地域や都市との交流に必要な施設などを整備するものです。 | 継続 新規 計 | 2 1 3 | |
| 13 | 予防治山事業 | 自然現象により崩壊の危険性の高い山腹崩壊危険地などについて、崩壊または、土砂などの流出による災害を未然に防止するための施設などを整備するものです。 | 継続 新規 計 | 8 5 13 | 産業経済部 森林整備課 |
| 14 | 広域漁港整備事業(特定) | 水産物の安定供給を図るため、水産業の基盤である漁港の基本施設(防波堤、岸壁、道路など)と漁場整備を一体的に行うものです。 | 継続 新規 計 | 4 0 4 | |
| 15 | 広域漁港整備事業(一般) | 利用範囲が全国に及ぶ規模の大きい漁港などにおいて、水産物の生産や流通の拠点づくりを推進するため、防波堤、岸壁、道路などの漁港施設を整備するものです。 | 継続 新規 計 | 8 1 9 | |
| 16 | 地域水産物供給基盤整備事業 | 前面の漁場と密接に関連している小規模な漁港などにおいて、漁場整備と併せて、防波堤、物揚場などの漁港施設を計画的かつ一体的に整備するものです。 | 継続 新規 計 | 2 1 3 | 産業経済部 漁港漁場整備課 |
| 17 | 海岸保全施設整備事業 | 津波や高潮などの自然災害や海岸浸食から漁港背後集落を護るために、海岸線や沖合に堤防や離岸堤などの海岸を保全する施設の新設・改良を行うものです。 | 継続 新規 計 | 4 4 8 | |
| 18 | 漁港環境整備統合補助事業 | 漁港・漁村地域の環境向上に必要な施設を整備し、景観の維持と環境美化を図り、快適で潤いのある環境を形成するものです。 | 継続 新規 計 | 2 0 2 | |
| 19 | 道路建設事業(国道) | 高速道路相互をつなぐ道路、混雑している道路を迂回するバイパス、狭い道路の拡幅などの道路づくりを行うものです。 | 継続 新規 計 | 8 2 10 | 土木部 道路課 |

| | 事業(分野)名 | 事業の概要 | 評価箇所数 | 担当部課室 |
|----|------------------------------|--|-------|-------|
| 19 | 道路建設事業(県道) | 高速道路相互をつなぐ道路、混雑している道路を迂回するバイパス、狭い道路の拡幅などの道路づくりを行うものです。 | 継続 | 67 |
| | | | 新規 | 4 |
| | | | 計 | 71 |
| 20 | 交通安全施設等整備事業 (歩道・自転車歩行者道等) | 通学路や公共施設などの周辺や交通事故が多い箇所を中心とした、歩道や自転車歩行者道などの道路づくりを行うものです。 | 継続 | 34 |
| | | | 新規 | 5 |
| | | | 計 | 39 |
| 21 | 県代行事業 (市町村道路整備) | 過疎地域、特別豪雪地帯及び振興山村区域内の基幹的な市町村道を、県が道路管理者である市町村に代わって道路整備を行い、地域の自立促進及び活性化を支援するものです。 | 継続 | 3 |
| | | | 新規 | 0 |
| | | | 計 | 3 |
| 22 | 河川事業 | 河川の氾濫や高潮による被害から人命や財産を守るために、川幅を広げるなどして、より多くの水を流せるようにしたり、洪水を一時貯留して下流の流量を減らすために遊水地などをつくるものです。 | 継続 | 30 |
| | | | 新規 | 0 |
| | | | 計 | 30 |
| 23 | 海岸事業 | 高潮や津波などによる被害から人命や財産を守とともに、海岸浸食から国土を守るために、海岸線や沖合に堤防や離岸堤など海岸を保全する施設をつくるものです。 | 継続 | 3 |
| | | | 新規 | 2 |
| | | | 計 | 5 |
| 24 | ダム事業 | 洪水の防御、新規水道用水の開発、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のために多目的ダムなどをつくるものです。 | 継続 | 4 |
| | | | 新規 | 0 |
| | | | 計 | 4 |
| 25 | 砂防事業 | 土砂災害から下流部に存在する人家や耕地、公共施設などを守るため、砂防ダム、床固工群などの砂防施設をつくるものです。 | 継続 | 18 |
| | | | 新規 | 1 |
| | | | 計 | 19 |
| 26 | 地すべり対策事業 | 地すべり等による被害を除却し、又は軽減するため、排水施設、擁壁などの地すべり防止施設等をつくるものです。 | 継続 | 6 |
| | | | 新規 | 1 |
| | | | 計 | 7 |
| 27 | 急傾斜地崩壊対策事業 | 急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を守るために、法面保護工、擁壁工、排水工などの急傾斜地の崩壊を防止する施設をつくるものです。 | 継続 | 17 |
| | | | 新規 | 7 |
| | | | 計 | 24 |
| 28 | 港湾事業 (岸壁等整備事業) | 港湾において物資を取り扱うために、岸壁(深さが4.5m以上の係留施設)や岸壁前面の泊地・航路・防波堤などをつくるものです。 | 継続 | 2 |
| | | | 新規 | 1 |
| | | | 計 | 3 |

| | 事業(分野)名 | 事業の概要 | 評価箇所数 | 担当部課室 | |
|--------------------|--------------------|---|---------------|------------------|-----------|
| 29 | 港湾事業 (物揚場等整備事業) | 港湾において物資を取り扱うために、物揚場(深さが4.5m未満の係留施設)や物揚場前面の泊地・航路・防波堤をつくるものです。 | 継続 新規 計 | 1 1 2 | 土木部 港湾課 |
| 30 | 港湾事業 (環境整備事業) | 港湾やその周辺の環境の向上を図るために、緑地、埋立護岸、覆砂の整備を行うものです。 | 継続 新規 計 | 2 0 2 | |
| 31 | 港湾事業 (海岸事業) | 港湾区域内での高潮や津波などによる被害から人命や財産を守るとともに海岸侵食から国土を守るため、海岸の保全施設をつくるものです。 | 継続 新規 計 | 2 6 8 | |
| 32 | 街路事業 | 市街地において、新しく道路を建設したり、狭い道路を拡幅して、自動車の通行を改善するとともに、歩行者が快適にかつ安全に歩ける道路づくりを行うものです。 | 継続 新規 計 | 11 0 11 | 土木部 都市計画課 |
| 33 | 広域公園事業 | 広域市町村圏に住む人々が利用する憩いとレクリエーションの場として緑とオープンスペースの整備を行い、また、災害等の防災拠点や避難地に必要な防災施設をつくるものです。 | 継続 新規 計 | 1 2 3 | |
| 34 | 流域下水道事業 | 2以上の市町村の区域における下水を排出し、処理するため、処理場や幹線管渠などを建設するものです。 | 継続 新規 計 | 7 0 7 | |
| 県事業(県が事業主体である公共事業) | | | 継続 新規 計 | 357 71 428 | |
| 産業経済部所管 | | | 継続 新規 計 | 141 39 180 | |
| | | | 継続 新規 計 | 216 32 248 | |
| | | | 継続 新規 計 | 16事業 | |

助成事業(県以外が事業主体である公共事業で県がその経費を助成しているもの)

| | 事業(分野)名 | 事業の概要 | 評価箇所数 | 担当部課室 |
|--|---------------------------------------|--|-------|-------|
| | 資源リサイクル畜産環境整備事業 | 畜産経営に起因する環境汚染の防止と経営の合理化に資するため、(社)宮城県農業公社が行う、家畜排せつ物処理施設や畜舎周辺環境の整備などに助成するものです。 | 継続 | 3 |
| | | | 新規 | 2 |
| | | | 計 | 5 |
| | むらづくり交付金 (H15までの名称:農村振興総合整備統合補助事業) | 地域自らが考え設定する個性ある農村振興の目標達成を図るため、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と生活環境の整備などを総合的に実施する市町村に助成するものです。 | 継続 | 10 |
| | | | 新規 | 3 |
| | | | 計 | 13 |
| | 農業集落排水統合補助事業 | 農業用排水の水質保全、用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図るために、農業集落において、し尿、生活雑排水などの汚水、汚泥、雨水等を処理する施設を整備する市町村などに助成するものです。 | 継続 | 11 |
| | | | 新規 | 3 |
| | | | 計 | 14 |
| | 森林管理道整備事業 | 適正な森林管理と合理的な森林・林業経営の確立を図るとともに、山村地域の振興と定住環境の改善を推進するために必要な林道の整備を行うものです。 | 継続 | 3 |
| | | | 新規 | 0 |
| | | | 計 | 3 |
| | 地域水産物供給基盤整備事業 | 前面の漁場と密接に関連している小規模な漁港などにおいて、漁場整備と併せて、防波堤、物揚場などの漁港施設を計画的かつ一体的に整備する市町に助成するものです。 | 継続 | 9 |
| | | | 新規 | 0 |
| | | | 計 | 9 |
| | 漁村再生交付金 | 既存の施設の高度化利用を図り、漁村地域が持つ多面的機能を増大し、漁村の再生を図るために漁港施設等の改良などを行う市町に助成するものです。 | 継続 | 2 |
| | | | 新規 | 1 |
| | | | 計 | 3 |
| | 海岸保全施設整備事業 | 津波や高潮などの自然災害や海岸浸食から漁港背後集落を護るために、海岸線や沖合に堤防や離岸堤などの海岸を保全する施設の新設・改良を行う市町に助成するものです。 | 継続 | 3 |
| | | | 新規 | 2 |
| | | | 計 | 5 |
| | 河川事業 | 仙台市内の都市部の河川の氾濫などによる被害から人命や財産を守るために、仙台市が行う河川の整備に助成するものです。 | 継続 | 2 |
| | | | 新規 | 0 |
| | | | 計 | 2 |
| | 土地区画整理事業 | 計画的なまちづくりを行うため、土地区画整理組合等が行う土地区画整理事業施行区域内の都市計画道路の整備に助成するものです。 | 継続 | 2 |
| | | | 新規 | 0 |
| | | | 計 | 2 |

| | 事業(分野)名 | 事業の概要 | 評価箇所数 | | 担当部課室 | | |
|---------------------------------------|---------|---|-------|----|-----------|--|--|
| 市街地再開発事業 | | 市街地において、安全で活気のあるまちづくりを支援するため、再開発ビルの建設に対し助成する市町村に助成するものです。 | 継続 | 2 | 土木部 建築宅地課 | | |
| | | | 新規 | 2 | | | |
| | | | 計 | 4 | | | |
| 助成事業（県以外が事業主体である公共事業で県がその経費を助成しているもの） | | 県 計 | 継続 | 47 | | | |
| | | | 新規 | 13 | | | |
| | | | 計 | 60 | | | |
| | | 産業経済部所管 10事業 | 継続 | 41 | | | |
| | | | 新規 | 11 | | | |
| | | | 計 | 52 | | | |
| | | 土木部所管 3事業 | 継続 | 6 | | | |
| | | | 新規 | 2 | | | |
| | | | 計 | 8 | | | |

総計（ 県事業と 助成事業の合計）

| 区 分 | 評価箇所数 | |
|------------------|-------|-----|
| 総 計（ 県事業 + 助成事業） | 継続 | 404 |
| | 新規 | 84 |
| | 計 | 488 |
| 産業経済部所管 44事業 | 継続 | 182 |
| | 新規 | 50 |
| | 計 | 232 |
| 土木部所管 19事業 | 継続 | 222 |
| | 新規 | 34 |
| | 計 | 256 |

平成18年度事業箇所評価に係る対象外事業の概要

I 災害復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業

| No. | 事業(分野)名 | 事業の概要 | 事業主体 | 担当部課室 |
|-----|----------------------------|--|------|------------------------------|
| 1 | 障害防止事業 | 防衛施設(自衛隊施設、演習地等)の設置及び運営により発生する周辺地域への障害の防止のための事業です。 | 県 | 産業経済部 農村基盤計画課 むらづくり推進課 |
| 2 | 復旧治山事業 | 山腹崩壊地やはげ山等が浸食されたり不安定土砂の堆積した溪流などの荒廃山地を緊急に復旧整備し、災害の防止を図る事業です。 | 県 | 産業経済部 森林整備課 |
| 3 | 地域防災対策総合治山事業 | 荒廃山地等が存する一定地域において、山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するため緊急に行う総合的な山地災害危険地対策事業です。 | 県 | 産業経済部 森林整備課 |
| 4 | 土砂流出防止林造成事業 | 山火事等の発生により機能が失われた森林等からの土砂の崩壊・流出を防止するため、施設の整備及び森林の造成を行い保安林機能の早期回復を図る事業です。 | 県 | 産業経済部 森林整備課 |
| 5 | 海岸防災林造成事業 | 海岸における飛砂、潮風、高潮、強風等の被害を防止するため、早期に防風工、防潮護岸工及び森林の造成を行う事業です。 | 県 | 産業経済部 森林整備課 |
| 6 | 堤防強化対策推進事業 | 新潟・福井の豪雨被害を契機に、県内の堤防を緊急的に点検した結果、漏水箇所や洗掘箇所、堤防沈下等により緊急的に対策が必要な箇所を整備する事業です。 | 県 | 土木部 河川課 |
| 7 | 三陸地震高潮対策事業 (防潮水門緊急整備事業) | 今後高い確率で発生が予想される「宮城県沖地震」への対策として、河川防潮水門の遠隔化を実施する事業です。 | 県 | 土木部 河川課 |
| 8 | 津波・高潮危機管理対策緊急事業 | 今後高い確率で発生が予想される「宮城県沖地震」への対策として、海岸保全施設の緊急的な防災機能を確保するため、既設堤防の破堤防止を実施とともに、外来利用者を含めた避難対策を実施する事業です。 | 県 | 土木部 河川課 |
| 9 | 道路災害防除事業 | H8道路防災点検及び地域防災計画に基づき、落石・岩石崩壊等の危険箇所の解消を図る事業です。 | 県 | 土木部 道路課 |
| 10 | 地震防災緊急事業 | 災害時・緊急時に安全で円滑な交通を確保する道路ネットワークを構築するための防災事業(緊急輸送道路橋梁震災対策事業を含む)です。 | 県 | 土木部 道路課 |

II 維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業

| No. | 事業(分野)名 | 事業の概要 | 事業主体 | 担当部課室 |
|-----|------------------|---|--------------|---------------------------|
| 1 | 基幹水利施設管理事業 | 国営土地改良事業で造成した基幹水利施設について、市町村等が土地改良区と連携をとりつつ、施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化するため、施設の点検整備や管理のほか運転経費等の維持管理に助成を行う事業です。 | 市町村 | 産業経済部 農村基盤計画課 農地整備課 |
| 2 | 国営造成施設管理体制整備促進事業 | 国営造成施設のうち大規模で操作が複雑かつ高度である施設について、予定管理者である土地改良区等の操作技術の習熟と操作体制の整備を促進するとともに、農業水利施設の持つ多面的機能の発揮等に係る地域の適切な取り組みを促進するため、県が市町村と連携し土地改良区の管理体制の整備を図る事業であり、管理体制整備計画の策定や推進活動のほか、強化支援対策として施設管理及び操作運転費等の維持管理に助成を行う事業です。 | 県 市町村 | 産業経済部 農村基盤計画課 農地整備課 |
| 3 | 国営造成水利施設保全対策事業 | 国営土地改良事業で造成された基幹的な農業水利施設の長寿命化を図るために、国が策定した予防保全基本計画に基づき、施設の整備補修や機器類交換等の維持管理を行う事業です。 | 市町村 土地改良区 | 産業経済部 農村基盤計画課 農地整備課 |
| 4 | 農業水利施設保全対策事業 | 県営土地改良事業で造成された農業水利施設の長寿命化を図るために、施設の予防保全計画を策定するとともに、その計画に基づいた施設の整備補修や機器類交換等の維持管理を行う事業です。 | 県 | 産業経済部 農村基盤計画課 農地整備課 |
| 5 | 土地改良施設機能診断事業 | 経年変化により機能低下が懸念される土地改良施設の長寿命化を図るために、施設診断及び整備補修計画の作成とともに、小規模な施設の整備補修等の維持管理を行う事業です。 | 市町村 土地改良区 | 産業経済部 農村基盤計画課 農地整備課 |
| 6 | 新農業水利システム保全対策事業 | 農村地域の都市化・混住化や農家の減少・高齢化に伴う管理能力の低下、農業構造改革の加速化や多様な水田営農の展開に対応するため、農業水利システムの再構築に向けた保全計画を策定するとともに省力化に向けた農業水利施設の整備補修等の維持管理を行う事業です。 | 市町村 土地改良区 | 産業経済部 農村基盤計画課 農地整備課 |
| 7 | 土地改良施設修繕保全事業 | 国営または県営土地改良事業で造成された基幹水利施設の機能の維持保全及び安全管理の徹底のため、緊急的に整備補修や機能低下除去等の維持管理を行う事業です。 | 市町村 土地改良区 | 産業経済部 農村基盤計画課 農地整備課 |
| 8 | 県営林道維持管理事業 | 林道「二口線」の機能発揮と交通確保のための路面補修や側溝等の清掃及び除草を行う事業です。 | 県 | 産業経済部 林業振興課 |

| No. | 事業(分野)名 | 事業の概要 | 事業主体 | 担当部課室 |
|-----|----------------|--|------|------------------|
| 9 | 保安林整備事業(改良・保育) | 保安林の機能を維持強化するための森林の整備等を行う事業です。 | 県 | 産業経済部 森林整備課 |
| 10 | 県単治山事業 | 既設治山施設の維持管理や補修等を行う事業です。 | 県 | 産業経済部 森林整備課 |
| 11 | 漁港浚渫事業 | 局部的に水深が確保できない箇所において、港内の維持浚渫を行う事業です。 | 県 | 産業経済部 漁港漁場整備課 |
| 12 | 漁港改良事業 | 既設防波堤や物揚場等の漁港施設を局部的に補修や改良を行う事業です。 | 県 | 産業経済部 漁港漁場整備課 |
| 13 | 道路維持管理事業 | 舗装補修・橋梁補修・排水施設補修修繕等の道路施設の保全及び、積雪寒冷地における冬期間の安全で円滑な道路交通確保のための防雪・凍雪害防止等の維持管理事業です。 | 県 | 土木部 道路課 |
| 14 | 河川局部改良事業 | 築堤補強や護岸補修、土砂撤去等の補修的業務が主な事業内容です。 | 県 | 土木部 河川課 |
| 15 | 河川管理事業 | 河川管理事業の内訳は、河川維持修繕、支障木伐採、堤防除草、異常堆積土砂撤去、堤体整備(不法占用処理)、不法廃棄物処理、除草機械修理であり維持管理が主な事業内容です。 | 県 | 土木部 河川課 |
| 16 | 海岸局部改良事業 | 既設堤防や護岸の補修等の補修的業務が主な事業内容です。 | 県 | 土木部 河川課 |
| 17 | 海岸管理事業 | 海岸維持修繕、漂着ゴミや不法廃棄物処理など維持管理が主な事業内容です。 | 県 | 土木部 河川課 |
| 18 | ダム管理事業 | 治水及び利水を目的とする、県管理のダムの運用操作並びに施設の維持管理を行う事業です。 | 県 | 土木部 河川課 |

| No. | 事業(分野)名 | 事業の概要 | 事業主体 | 担当部課室 |
|-----|--------------|--|------|-----------|
| 19 | 砂防施設維持補修事業 | 砂防施設の良好な維持管理を行うことにより、土砂災害の防止に資する事業です。 | 県 | 土木部 防災砂防課 |
| 20 | 急傾斜地施設維持補修事業 | 急傾斜地崩壊防止施設の良好な維持管理を行うことにより、土砂災害の防止に資する事業です。 | 県 | 土木部 防災砂防課 |
| 21 | 県立都市公園管理事業 | レクレーション需要に対応しながら多様化する利用者ニーズに応えるため、公園施設の維持修繕及び緑地環境の保全・管理を行う事業です。 | 県 | 土木部 都市計画課 |
| 22 | 港湾施設維持管理事業 | 港湾の既設施設の補修等を目的に実施している事業です。 ※事業名:統合補助事業(補助事業) | 県 | 土木部 港湾課 |
| 23 | 港湾管理運営事業 | <p>港湾の管理・運営を図るための事業です。</p> <p>※事業名 一般会計(公共性が高く、不特定多数が利用するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①港湾施設運営管理(灯浮標の維持管理等) ②港湾施設維持修繕(臨港道路の除草・除雪、車止め補修、防舷材補修等) ③海岸管理(清掃管理、防潮水門修繕等) ④局部改良(護岸補修、側溝整備等) ⑤港湾浚渫(航路、泊地の浚渫) <p>特別会計(利用者が特定され、その使用料金により運営するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貨物上屋施設管理運営(貨物上屋、荷捌き地の維持管理) ②荷役機械等管理(荷役機械の電気料、点検、整備等) ③港湾施設整備(野積場、荷捌き地の補修等) | 県 | 土木部 港湾課 |

Ⅲ 事業予定箇所が1箇所である事業

| No. | 事業(分野)名 | 事業の概要 | 事業主体 | 担当部課室 |
|-----|-------------------|---|------------------|---------------------------|
| 1 | 畜産基盤再編総合整備事業 | 畜産主産地として安定的な発展が見込まれる地域において、(社)宮城県農業公社が行う、草地・飼料畑の造成・整備、畜舎・農機具庫の整備、飼料調整用の機械整備などに助成する事業です。 事業箇所名:石巻(石巻市・東松島市) | 事業指定法人 (農業公社) | 産業経済部 畜産課 |
| 2 | 県営草地整備事業 | 公共牧場等における効率的な飼料生産体系の確立を通じた飼料生産コストの低減等経営効果の改善を促進するとともに、飼料・食料自給率の向上、自然循環機能の維持・増産を図ることを目的とした牧場整備に助成する事業です。 事業箇所名:仙南南部(白石市、丸森町、七ヶ宿町、蔵王町) | 事業指定法人 (農業公社) | 産業経済部 畜産課 |
| 3 | 地すべり対策事業 | 地すべり現象に対する国土保全及び民生の安定を図るための事業です。 事業箇所名:館下地区(栗原市) | 県 | 産業経済部 農村基盤計画課 農地整備課 |
| 4 | ため池群広域防災機能増進モデル事業 | ため池群の広域的な防災機能(決壊防止・洪水調節・渴水時の適正な配水)の發揮手法を内容とする広域防災機能増進計画の策定及び広域防災機能増進活動をモデル的に実施する事業です。 事業箇所名:小山田川地区(栗原市) | 県 | 産業経済部 農村基盤計画課 農地整備課 |
| 5 | 海岸堤防事業 | 津波や高潮などの自然災害から農地を護るために、沿岸に堤防などを整備するとともに、海岸を多くの人が利用できるように海岸環境(公園等)を整備する事業です。 事業箇所名:横須賀地区(亘理町、山元町) | 県 | 産業経済部 農村基盤計画課 農地整備課 |
| 6 | 森林基幹道整備事業 | 適正な森林管理と合理的な林業経営のための骨格となる林道「女川京ヶ森線」の開設を行う事業です。 事業箇所名:女川京ヶ森線(石巻市) | 県 | 産業経済部 林業振興課 |
| 7 | ふるさと林道緊急整備事業 | 適正な森林管理と合理的な林業経営の確立、山村地域の振興と定住環境の改善を推進するために必要な林道の整備を行う事業です。 事業箇所名:女川京ヶ森線(石巻市、女川町) | 県 | 産業経済部 林業振興課 |
| 8 | 森林居住環境整備事業 | 地域林業の振興と林業従事者の福祉の向上を図るため、林道の整備や用排水施設等を一体的に整備し、山村地域の生活環境の整備を総合的に行うものです。 事業箇所名:岩出山地区(大崎市) | 市町村 | 産業経済部 林業振興課 |
| 9 | 地すべり防止事業 | 地すべり指定区域内において、地すべりによる被害を防止するため、早急に施設整備を行う事業です。 事業箇所名:日水沢地区(大和町) | 県 | 産業経済部 森林整備課 |

| No. | 事業(分野)名 | 事業の概要 | 事業主体 | 担当部課室 |
|-----|--------------------|--|------|------------------|
| 10 | 広域漁場整備事業 | 漁場の生産力を増大を図るため、大規模な人工魚礁などを造成する事業です。 事業箇所名:仙台湾地区(山元町) | 県 | 産業経済部 漁港漁場整備課 |
| 11 | 漁業集落環境整備事業 | 漁業集落における生活環境の改善及び水域環境の保全を図るために、排水処理施設や集落道等の整備を行う事業です。 事業箇所名:野々島漁港(塩釜市) | 市町村 | 産業経済部 漁港漁場整備課 |
| 12 | 情報基盤緊急整備事業 | 的確な土砂災害情報(警戒避難基準雨量等)を市町村、関係住民に提供することを目的とした気象観測機器、情報収集処理機器の整備を行う事業です。 事業箇所名:全県 | 県 | 土木部 防災砂防課 |
| 13 | 港湾事業 (臨港道路整備事業) | 港湾への貨物等の搬出入のために必要な道路を整備するものです。 事業箇所名:石巻港釜北線(石巻市) | 県 | 土木部 港湾課 |
| 14 | 港湾事業 (埠頭用地造成事業) | 港湾において、物流機能を構築するためには必要な埠頭用地などをつくるものです。 事業箇所名:仙台港区高砂埠頭(仙台市) | 県 | 土木部 港湾課 |
| 15 | 土地区画整理事業 | 仙台国際貿易港に隣接する仙台港背後地地区において、宮城県のみならず東北地方の国際貿易・交流拠点、また、仙台都市圏の物流・工業生産拠点の機能を持つべき地区としての都市基盤整備を行うものです。 事業箇所名:仙台港背後地(仙台市・多賀城市) | 県 | 土木部 都市計画課 |